

資料 1

奈良中心市街地公共交通活性化協議会設置規約の一部改正（案）

奈良中心市街地公共交通活性化協議会設置規約の一部を次のように改正する。

別表中「奈良市連合自治会 副会長」を
「奈良市自治連合会 代表」
に改める。

附 則

この規約は、平成 22 年 6 月 28 日から施行する。